

郡山市音楽・文化交流館
令和2年7月10日制定
令和2年9月1日改正
令和2年9月29日改正
令和2年12月1日改正
令和3年3月10日改正
令和3年4月23日改正
令和5年4月1日改正

郡山市音楽・文化交流館利用にあたってのガイドライン
～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～

このガイドラインは、「マスク着用について（令和5年3月9日付け：福島県）」及び「感染拡大防止のための基本対策（令和5年3月9日付け：福島県）」に基づき、当交流館の実情に合わせて運用する。

なお、このガイドラインは当分の間の措置とし、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、随時変更するものとする。

1 基本的な考え方

感染予防対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染予防対策の下での安全な貸館利用を日常化していくこととする。

2 利用者に要請する内容

- (1) 利用当日、入館前に検温をし、平熱と比べて高い発熱がある場合や、咳・全身倦怠感・呼吸困難等の症状があるなど、体調が悪いと自身で判断される場合は利用・参加をご遠慮いただくこと。
- (2) 別表「施設利用に係る人数目安について」を基に利用人数を制限の上、貸出を行うこと。
- (3) 館内の食事は、各部屋において、距離をとって、黙食とする。

3 主催者に要請する内容

施設利用申し込みを行う主催者に対しては、新型コロナウイルス感染拡大防止策として次の内容を要請する。

- (1) 別表「施設利用に係る人数目安について」を基準とした利用申し込みを行うこと。
- (2) 利用当日、平熱と比べて高い発熱がある場合や、咳・全身倦怠感・呼吸困難等の症状があるなど、体調が悪い場合には、入館を自粛するよう事前に周知すること。
- (3) 多くの方が触れる箇所（ドアノブ等）や共用物品（マイク等）をこまめに消毒す

ること。(消毒液等は、主催者が準備する)

- (4) 入室・退出時(入退出時の行列を含む)や集合場所・トイレ等において、人々との十分な間隔を確保すること。
- (5) 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)を確保すること。
- (6) 定期的な換気を実施すること。
- (7) 発熱等体調不良者は出演・練習を控え、演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できない恐れがあるイベントについては、開催を見合わせる。

4 施設利用時の必要な感染防止策

施設利用にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 人と人が触れ合わない距離を確保の上利用すること。
- (2) 換気のため1時間毎に10分程度、窓や部屋の出入口の扉を開けて利用すること。
- (3) 使用時間は、後片付け・清掃の時間(10分程度)を含めるものとする。
※必要によっては、職員が行う消毒の時間も想定する。
- (4) ごみはすべて持ち帰ること。

5 施設管理者(郡山市)の取り組み

- (1) 職員による受付カウンター・トイレ等の共用部・ドアノブ・スイッチ・テーブル・椅子等の消毒(1日3回程度)
- (2) 職員による使用後備品の消毒
- (3) 検温機器の配備
- (4) 館内各所への消毒液の配備